多頭飼養届出制度に関するQ＆A(県民向け)

１　届出制度の目的について

１－１　なぜ多頭飼養届出制度を設けたのですか。

多数の動物を適切に管理できない状況に陥り、動物の糞尿や食べ残しの餌等の清掃や処理が行き届かなくなることで、飼い主の生活状況及び動物の健康状態が悪化し、さらには周辺の生活環境の悪化などを引き起こす「多頭飼養崩壊」が近年社会的な問題として注目されており、本県でも問題が発生しています。

　多頭飼養崩壊は「動物」だけでなく、飼い主である「人の問題」が深く関係していると言われており、一度発生してしまうと根本的な解決が難しく又再発しやすいことから、多頭飼養崩壊の発生を未然に防ぐことが重要です。

　本制度は、多頭飼養崩壊へ発展するリスクが高い多数の動物を飼養又は保管している飼い主を早期に把握し、動物の適正な飼養について周知徹底を図り、必要に応じて指導・助言を行えるようにすることが目的です。

２　届出の対象

２－１　どのような場合に届出を行う必要があるのか。

　同一の敷地内で、生後91日以上の犬や猫を合計10頭以上飼養又は保管している方が対象です。（飼養施設等の所在地が名古屋市・中核市である場合を除く。）

　犬や猫を飼養施設中で飼養又は保管する場合だけでなく、庭でつないで飼う場合や囲いのついた庭での放し飼いの場合も含みます。

　ただし、以下の方は届出の必要はありません。

（１）第１種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律第10条第１項に基づく登録を受けた者）及び第２種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律第24条の２の２に基づく届出を行った者）

　※業とは関係なく、ペットとして犬や猫を10頭以上飼う場合は届出の対象です。

（２）学校等（学校教育法第1条、第124条、第134条第１項に規定する）において、教育のために犬又は猫を飼養する者

（３）診療施設（獣医療法第２条第２条第２項に規定する）において、診療のために犬又は猫を飼養する獣医師

（４）試験研究用又は生物学的製剤の製造のように供するために犬又は猫を飼養する者

　（５）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の５第３項各号に掲げる場合に該当する者

２－２　「一の飼養場所」とはどの範囲ですか。

多頭飼養届出制度は、多頭飼養崩壊に発展するリスクが高い方として、一の飼養場所で犬や猫を合計10頭以上飼養又は保管する方を対象としています。

一の飼養場所については、一律に判断することは困難であり、飼養の実態（施設等飼養環境、飼養管理の方法や飼養管理に係る費用の管理状況等）の一体性の程度等により個別判断することとなります。

届出の対象となるかどうか迷う場合には、管轄の動物愛護センターに相談してください。

なお、一の飼養場所と判断する例の一部を以下に示します。

・同一の飼い主が、自宅内と庭で犬や猫を合計10頭以上飼養又は保管する場合。

・ひとつのマンションの複数の部屋で同一の飼い主が犬や猫を合計10頭以上飼養又は保管する場合。

３　届出の手続について

３－１　届出はどこに出せばよいですか。

　犬や猫を飼養又は保管する飼養施設等の所在地を所管する動物愛護センターに届出てください。

原則、窓口での受付となります。

　動物愛護センターの所管区域については、以下のホームページを確認してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/syokankuiki.html>

３－２　届出には何が必要ですか。

　届出書（様式については、以下のホームページからダウンロードすることができます。）の他、犬猫を飼養し、又は保管する場所とその数等を明らかにした図面の添付が必要です。手数料はかかりません。

（ホームページURL）

３－３　届出を行った後はどうすればいいですか。

　動物愛護センターが行う講習を受講していただきます。

　講習は届出の際に行いますので、届出の際にはお時間に余裕をもって来所してください。

　また、動物愛護センターが犬や猫の飼養又は保管の状況をお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

３－４　届出た内容が変わった場合にはどうすればよいですか。

　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名について変更があった場合には、管轄の動物愛護センターに変更届を提出してください。

　また、飼養又は保管する犬や猫が合計10頭以下になった場合には、廃止届を提出してください。

４　届出をしなかった場合について

４－１　届出なかった場合に罰則はありますか。

　本制度の目的は、多頭飼養崩壊のリスクの高い方を早期に把握し、当該問題の未然の防止につなげることであるため、届出をしないことに対して罰則はありません。

　県としては、制度の周知につなげ、対象の方に届出ていただけるよう努めます。